

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年8月6日(金) 午後1時30分
- 2 開催場所 市役所 防災研修室AB
- 3 出席委員(農業委員14名+推進委員2名)

農業委員

会長 安部英輔 会長代理 松尾保幸 2番 阿部 進 3番 松井千次
4番 篠崎久典 5番 高崎雅俊 6番 阪本和實 7番 小野博文
8番 舟越俊茂 9番 奥水英治 10番 小野吉宣 11番 安河内龍一
12番 松尾幸主 13番 北崎守孝

推進委員

1番 井田和義 11番 添田年博

- 4 欠席委員(なし)

- 5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第19号 農用地利用集積計画の決定について
- (4) 議案第20号 宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更
について

第3 報告事項

- (1) 報告第10号 農地法第18条第6項の合意解約について
- (2) 報告第11号 農地法第4条第1項第6号の届出について
- (3) 報告第12号 非農地証明願の届出について
- (4) 報告第13号 農地改良行為の届出について

- 6 その他

- 7 農業委員会事務局職員

事務局長 荒牧 裕次
係長 松井 秀臣
主査 原 美佐子

8 会議の概要

議 長 それでは定刻になりましたので、農業委員会を始めたいと思います。本日の委員14名中、14名出席ですので総会は成立致します。議事日程第1の、議事録署名委員の指名を行います。11番 小野吉宣委員、12番 安河内委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第2審議案件に入ります。まず議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。では、事件番号1番について、事務局より説明をお願いします。

係 長 1ページ議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、2ページ農地法第3条審議表を読み上げて、ご説明させていただきます。

【事件番号1番 説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を願います。

委 員 後継者もあり、問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員さんの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手してください。(質疑なし)

議 長 無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。・・・全員賛成でございますので、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第18号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。それでは、事件番号1番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 6ページ議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請につきまし

て7ページ農地法第5条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【説明】

議 長 事件番号1番の担当地区の推進委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 特にありません。

議 長 事件番号1番の担当地区の農業委員さん、本案件につきましての意見を
お願いいたします。

委 員 農振除外の案件です。一般住宅ならば500㎡が上限ですが、事務所を
併設しているので、問題ありません。

議 長 事務局からの説明、及び推進委員、農業委員の意見を受けましたので質
疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。発言のある方は挙手し
てください。

委 員 確認ですが、水路に床板をかける幅ですが、6mまででよろしいですか。
本件は幅が4mなので問題ないと思われれます。

議 長 今の内容でよろしいですが。他に無いようですので採決を行います。許
可することに賛成の方は挙手願います。…全員賛成でございますので、
許可することに決定といたします。

議 長 次に、議案第19号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
よる農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局説
明をお願いします。

係 長 13ページ議案第19号 農用地利用集積計画の決定につきまして、1
4ページをご覧ください。

【説明】

農地利利用集積計画につきましては、以上となります。

- 議 長 　ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委 員 　なし
- 議 長 　無いようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成で承認されました。
- 議 長 　次に、議案第20号、宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてでございます。事務局説明をお願いします
- 議 長 　15ページ議案第20号 宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、別紙添付資料となります。
- こちらは、宮若市農政課より別紙内容について、答申を求められておりますので、別紙内容においてよろしいかを農政課へ報告するものとなります。こちらの宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想は、前回は、平成26年9月24日に施行されていた内容で、今回、この構想の内容に含まれていた、農地利用集積円滑化事業が、令和2年4月をもって、中間管理機構引き継がれることになりました。よって、宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想から内容が一部除外され、変更がなされたものです。
- この変更に関しては、福岡県で作成されてある農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想が変更されることに伴い、宮若市においても変更するようになった内容であり、県に準ずる変更となっております。
- 変更内容としましては、農地利用集積円滑化事業の項目の削除。それに関連する文言の削除となっております。今回、こちらの内容に承認いただけましたら、農政課へ答申させていただきます。以上となります
- 議 長 　ただ今事務局より説明がありました。宮若市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更について、ご質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手してください。
- 委 員 　なし
- 議 長 　よろしいですか。お尋ねでも結構です。ございませんか。(なし) 無いようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。

議 長 全員賛成で承認されました。こちらの内容に関しては、事務局より農政課への答申をお願いします。

議 長 次に日程第3,報告事項でございます。
報告第10号、農地法第18条第6項の合意解約、報告第11号、農地法第4条第1項第6号の届出、報告第12号、非農地証明願の届出、報告第13号、農地改良行為の届出について、事務局説明をお願いします。

係 長 16ページ報告第10号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、17ページをご覧ください。
農地法第18条第6項に係る報告表です。

【事件番号1番 説明】

引き続き、18ページ報告第11号 農地法4条1項6号の届出につきまして、19ページをご覧ください。
農地法4条1項6号の届出に係る報告表です。
こちらは、2a未満の転用についての報告です。

【説明】

引き続き、23ページ報告第12号 非農地証明願届出につきまして、令和3年7月に申請がありました非農地証明願につきまして、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項」に従い、非農地判断基準に沿って「非農地」と判断された土地の承認を求めるものであります。
24ページ、非農地証明願届出書（非農地証明）をご覧ください。非農地証明願に伴う不許可転用確認報告表です。

【説明】

これらの土地につきましては、法務局において、最終判断され、農地以外の地目に変更・登記される事となりますので、よろしくご承認をお願いいたします。

引き続き、25ページ報告第13号 農地改良行為の届出につきまして、26ページをご覧ください。
農地改良行為の届出に係る報告表です。

【説明】

- 議 長 　ただ今の事務局からの報告、第10号から第13号までについて、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。
- 委 員 　2アール未満の農業用施設の転用ですが、プレハブ倉庫とありますが、これは農業用倉庫ですか。
- 係 長 　地域の有志で柑橘類の栽培をはじめられるそうで、レモンの集出荷場とのことです。
- 議 長 　他にございませんか。・・・無いようですので、これら報告案件につきましては、ご了解いただいたものといたします。
- 議 長 　それでは、以上を持ちまして本日の議事については、全て終わりましたので会議を終結いたします。

会長、事務局より任期満了の挨拶

令和3年8月6日（金）

宮若市農業委員会会長	印
議事録署名委員	印
議事録署名委員	印